

南島原市立小学校
適正規模適正配置事業
基本方針

平成22年 9月 3日

南島原市教育委員会

はじめに

南島原市教育委員会は、平成21年10月13日、南島原市立小・中学校適正規模・適正配置推進委員会（以下、「推進委員会」という）から、

「学校の適正規模・適正配置化に係る指針」

「学校の適正規模・適正配置化に係る運営組織」

についての答申を受けた。

南島原市教育委員会では、学校の統(廃)合と向き合うことになる地域（学校）に対して、歴史的背景や郷土を愛する気持ちに十分な配慮をしながら、子ども達により望ましい教育環境を整備するため、学校適正化企画委員会（以下、「企画委員会」という）を組織し、推進委員会からの答申をもとに、計10回の審議を経て基本方針の素案を取りまとめた。

この基本方針は、企画委員会が作成した素案を基に、本市小学校の適正規模・適正配置について、南島原市教育委員会としての基本的な方向性を定めたものである。

1 学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

子ども達の教育環境や教育活動の現状、学校の規模によるメリット・デメリット、さらには地域社会における学校の存在意義等を踏まえた上で、より良い教育環境を構築し、提供するという立場から、学校の適正規模・適正配置の基本的な在り方については、以下のとおりとする。

(1) 適正規模

- ① 学習活動における構成人数は、その教科や領域、内容等の特性に照らし、子ども達にとって十分な効果が期待できるものとする。
- ② 学校での生活単位である学級在籍数は、子ども達の徳・知・体にわたる全人格をはぐくみ、社会性等を向上させる規模とする。
- ③ 上記①②を踏まえ、学校規模の適正化に当たっては、1学年2学級以上、1学級21人以上を基本に、通学区域の再編等を視野に置いて進めることとするが、現存する複式学級については、優先的にその解消に努めることとする。

なお、1学級が30人をはるかに超える場合は、教育のより良い効果を図るために、教育委員会・市において、特別教員の加配を行う等の配慮をする。

(2) 適正配置

- ① 学校の配置は、子ども達の通学にかかる負担と安全確保を最優先に考慮する。
- ② 適正配置化に際しては、地域において、学校が社会的・文化的拠点として果たしてきた役割や地域性等を勘案する。
- ③ 上記①②を踏まえ、学校配置の適正化に当たっては、市内を複数のブロックごとに進める。

ただし、通学等にかかる負担や安全等に配慮する上で、スクールバスの運行は必須条件とし、今後予想される児童数の変動を踏まえて進める。

2 学校の適正規模・適正配置化に係る方針

(1) 全体的方針

現在、市内には31校（内、分校6校）の小学校がある。それらの学校は、多くが小規模校であり、内14小学校は、複式学級を有する極小規模校である。

今後の児童数の変動は、平成28年度までの見込みについては、既に出生している乳幼児数に基づき、実数に近い児童数が見込めるものの、それ以降については、あくまで予測の域を出ない。

そのような中、適正規模の基本とする「1学年2学級以上、1学級21人以上」を実現するためには、本市合併以前の旧町を単位として、1町1校程度の学校数となるような統廃合を進める必要があるが、現時点において、優先して取り組まなければならないことは、児童同士の意見交換や学び合い、また共同作業や集団での教育効果が望みにくい複式学級の解消である。

また、市内6校ある分校についても、児童の成長の早い段階から同じ学年の友だちと切磋琢磨しながら学習できる環境を整えることが必要で、早期の本校併合が望まれるところである。

以上のようなことから、適正規模・適正配置化を進めるに当たっては、現時点における平成28年度までの児童数の変動をもとに、まずは第1段階として、複式学級の解消と分校の本校併合を進めることとし、以後、教育環境や社会的な動向、児童数の変動等を見ながら、更に適正規模・適正配置化を検討することとする。

なお、適正規模・適正配置化を進める単位としては、それぞれの地域性等にも配慮する上で、本市発足前の旧町を1つのブロックとして検討することが極めて自然であり、各ブロックにおける学校の所在地や施設規模等を勘案の上で、児童の登下校の安全を確保するためのスクールバス等の運行を前提に進めることとする。

○基本方針の目標年度

現存する複式学級の解消及び分校の本校併合が完了する目標年度を平成28年度とする。

(2) 各ブロックの方針

①加津佐ブロック

本ブロックには、加津佐東小学校、野田小学校、津波見小学校、山口小学校の4校がある。

平成22年度において、津波見小学校と山口小学校は、完全複式学級を有する極小規模校である。

このことから、現在最も規模の大きい加津佐東小学校に山口小学校を、各学年1学級の小規模校ではあるが、複式学級を有しない野田小学校に津波見小学校を統合する。

②口之津ブロック

本ブロックは、統合が完了しているため、検討の対象としない。

③南有馬ブロック

本ブロックには、南有馬小学校、吉川小学校、白木野小学校、古園小学校、梅谷小学校の5校がある。

平成22年度において、南有馬小学校以外の4校は、複式学級を有する極小規模校であり、最も規模の大きい南有馬小学校についても、各学年1学級の小規模校であり、平成23年度には児童数100人を下回る見込みである。

よって、本ブロックにおいては、南有馬小学校1校を拠点校に他の4校の統合を進める。

ただし、梅谷小学校及び古園小学校は、児童の居住地によっては、拠点校とする南有馬小学校よりも、それぞれ加津佐東小学校、有馬小学校が距離的に近く、通学の負担度も軽減されることから、校区を弾力的に設定する。

④北有馬ブロック

本ブロックは、統合が完了しているため、検討の対象としない。

⑤西有家ブロック

本ブロックには、西有家小学校、龍石小学校、慈恩寺小学校、長野小学校及び長野小学校塔ノ坂分校、見岳小学校の6校があり、平成22年度において、西有家小学校以外の5校は、複式学級を有する極小規模校である。

学校の所在地を見ると、西有家小学校と龍石小学校は、沿岸部の住宅が多い地域に位置し、慈恩寺小学校、長野小学校、見岳小学校の3校は、山間部の比較的近い場所に位置している。

以上のことから、本ブロックにおいては、西有家小学校に龍石小学校を統合し、他の3校で最も規模が大きい長野小学校に慈恩寺小学校と見岳小学校を統合する。

⑥有家ブロック

本ブロックには、有家小学校、蒲河小学校、新切小学校、堂崎小学校及び堂崎小学校木場分校の5校がある。

堂崎小学校、蒲河小学校及び新切小学校の3校については、数年後には複式学級を有する極小規模校になることが予想されるが、堂崎小学校については、分校を併合することで複式学級化が解消できる。

以上のことから、堂崎小学校については、早期に分校を併合することとし、蒲河小学校及び新切小学校については、最も規模の大きい有家小学校への統合を進める。

⑦布津ブロック

本ブロックには、布津小学校及び布津小学校第一分校、同第二分校、飯野小学校の4校がある。

平成22年度において、4小学校とも小規模校であり、飯野小学校についても平成26年度には複式学級を有する極小規模校になる見込みであるが、現段階においては複式学級を有していないことから、児童数の変動等により、平成29年度以降に検討することとする。

ただし、布津小学校第一分校、同第二分校については、児童が成長の早い段階から同学年の児童と切磋琢磨する環境を整えるために、本校への併合を進める。

⑧深江ブロック

本ブロックには、深江小学校及び深江小学校諏訪分校、同馬場分校、小林小学校、大野木場小学校の5校があるが、現在、全ての学校で複式学級は有しておらず、平成28年度においても一定の児童数を維持し、複式学級は有しない見込みである。

よって、統廃合については平成28年度までは行わず、児童数の変動等により平成29年度以降検討することとする。

ただし、深江小学校諏訪分校と同馬場分校については、児童が成長の早い段階から同学年の児童と切磋琢磨する環境を整えるために、本校への併合を進める。

3 学校の適正規模・適正配置化に係る実行方針

学校は、地域コミュニティの中核をなし、保護者・地域住民にとって社会的・文化的・生活的拠点となる役割をも担っている。そのような学校の配置等の再編は、南島原市のまちづくり構想と深く関わっていると言える。よって、学校の適正規模・適正配置化に係る施策は、市・教育委員会・市民が一丸となって取り組むこととする。

実行組織の視点として以下の3点を考える。

- ①まちづくり、児童の望ましい教育環境づくりの視点から、市・教育委員会
市民が協働の立場で一丸となって取り組む。
- ②学校及びその施設が担ってきた地域の文化的・社会的な拠点としての機能を維持・活用できるよう配慮する。
- ③地域の歴史や文化、伝統を継承し、特色ある学校づくりができる体制づくりを進める。

4 実行組織

学校の適正規模・適正配置化に係る施策を、市・教育委員会が一丸となって取り組むために、下記の学校適正化実行本部を組織する。

- (1) 実行本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
 - ① 本部長は、市長をもって充てる。
 - ② 副本部長は、副市長をもって充てる。
 - ③ 本部員は、教育長・総務部長・企画振興部長・建設部長・教育次長をもって充てる。
- (2) 実行本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- (3) 事業の推進管理及び総合調整を円滑に進めるために幹事会を置く。
- (4) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
 - ① 幹事長は、本部長が指名する。
 - ② 副幹事長及び幹事は、幹事長が指名する。

- (5) 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
- (6) 幹事会は、事業の推進管理及び総合調整を円滑に進めるために事務局を置く。
- (7) 事務局は、教育委員会事務局職員をもって充てる。
- ① 事務局長は、学校教育課長をもって充てる。
 - ② 局員は、事務局長が指名する。
- (8) 事務局の会議は、事務局長が招集し、議長となる。
- (9) 実行本部及び幹事会の庶務は、事務局で処理する。

組 織 図 (案)

| |
|--|
| <p>実行本部</p> |
| <p>市長・副市長・教育長・総務部長・企画振興部長・建設部長・教育次長</p> |
| <p>1 学校統合における統括を行う。</p> <p>2 議事に対する最終決定を行う。</p> <p>3 幹事会に対して、実行に関する計画作成や各種調査等を指示する。</p> |
| <p>幹事会</p> |
| <p>教育次長・総務課長・財政課長・行革推進室長・企画振興課長・商工観光課長・建設課長・管理課長・都市計画課長・教育総務課長・学校教育課長・生涯学習課長・スポーツ振興課長・学校教育課担当者</p> |
| <p>1 実行本部の指示を受け、実行計画作成等を行う。</p> <p>2 必要に応じ、事務局に対して実行計画作成等についての調査、研究を指示する。</p> |
| <p>事務局</p> |
| <p>教育委員会事務局職員</p> |
| <p>1 幹事会の指示を受け、調査研究を行い、実行計画案等の作成を行う。</p> <p>2 実行本部及び幹事会の庶務の処理を行う。</p> |

5 学校の適正規模・適正配置化に係る留意事項

南島原市立小学校の適正規模・適正配置化を進めるに当たって、特に留意すべき事項は、以下の4点である。これらについての十分なる配慮と対応をする。

(1) 通学距離及び登下校時の安全確保

- ・子ども達の心身に与える影響等への配慮と多様な通学支援策を講じる。

(2) 地域住民の意見聴取

- ・細やかな住民説明会等を開催する。

(3) 学校施設及び設備の有効活用

- ・既存学校施設及び設備、備品等については、可能な限り有効に活用する。
- ・廃校に係る跡地の利活用については、南島原市教育財産活用内部検討委員会で検討を行っていく。

(4) 学校施設整備の計画等との整合性

- ・校舎・体育館の耐震化計画との整合性、施設環境や機能の維持・向上を考慮する。

おわりに

本基本方針は、「子ども達により望ましい教育環境を整備することは、行政の責務である」という基本的な視点に立ち、本市小学校の適正規模・適正配置について、南島原市教育委員会としての方向性を定めたものである。

学校は、地域コミュニティの中核をなし、保護者・地域住民にとって、社会的文化的・生活的拠点となる役割をも担っている。そのため、教育委員会は、学校の統(廃)合と向き合うことになる地域（学校）に対して、歴史的背景や郷土を愛する気持ちに十分な配慮をしながら、今後もきめ細やかな対応をしていくものとする。

また、教育環境は、学ぶ子ども達にとって何よりも安全・安心であることが最優先されるべきである。そのため、教育委員会においては、耐震診断の結果に基づいた整備計画を計画的に実施していくものとする。

なお、学校の配置等の再編は、南島原市のまちづくり構想と深く関わっていると見え、全市的な視野に立ちながら、市・教育委員会・市民が一丸となって取り組むことが必要である。

今後は、実行本部において実行計画を早期に作成するとともに、廃校跡地活用も含め、地域住民に十分な説明を行いながら組織的・計画的に事業を進めていくこととする。